

## 生前承継に関する誓約書

(宛先) 富士市長

使用者の生前において、墓所を使用する権利の承継の申請をするにあたり、以下の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

### 記

1. この生前承継に際して、異議を申し立てる者が現れるといった問題が生じた場合、(元)使用者、および(新)承継者の双方の責任において、これに対応いたします。
2. 問題の解決がされるまでの間、墓地使用权(新たな焼骨の埋蔵、改葬、分骨等)が停止されることについて、一切異議を申し立てません。
3. 問題の解決がされるまでの間に、管理料の滞納があった場合は、問題の解決がされたときには、その全てを清算いたします。

令和 年 月 日

(元) 使用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(新) 承継者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_